

## 1 予算議案(1件)

番号	名称
169	令和7年度宮城県一般会計補正予算

## 2 予算外議案(6件)

## (1) 人事議案(2件)

番号	名称	概要						
170	監査委員の選任につき同意を求ることについて	監査委員 監査委員	菊熊	地谷	恵義	一彦	氏氏	(新任) (新任)
171	土地利用審査会委員の任命につき同意を求ることについて	土地利用審査会委員 土地利用審査会委員 土地利用審査会委員 土地利用審査会委員 土地利用審査会委員 土地利用審査会委員 土地利用審査会委員	伊勢 小野寺 佐々木 高橋 古市 山本 渡辺	千佳子 友宏 眞理 慎氏 剛久 和恵 修氏	氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏	(再任) (新任) (再任) (再任) (新任) (再任) (新任)		

## (2) 条例議案(4件)

番号	名称	概要
172	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>職員の給与を改定するため、所要の改正を行おうとするもの</p> <p>施行 公布の日等 所管 人事課</p> <p>1 紙料表の額の引上げ 全ての号俸について行政職給料表で8,200円から16,300円の引上げ その他の給料表についても同様に引上げ</p> <p>2 期末・勤勉手当の引上げ 年間支給月数(期末手当及び勤勉手当の合計) 4.60月 → 4.65月 (+0.05月)</p> <p>3 その他各種手当の引上げ (1) 医師等に対する初任給調整手当の支給限度額 月額 416,600円 → 417,600円 (2) 原動機付自転車・自転車等使用者に係る通勤手当の支給限度額 月額 31,600円 → 38,700円 (3) 救急業務及び補導業務に係る教員特殊業務手当 月額 7,500円 → 8,000円</p> <p>4 在宅勤務等手当、自動車等の駐車場に係る通勤手当を新設</p> <p>5 特地勤務手当に準ずる手当の支給対象職員を拡大</p>
173	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>知事等の給与を改定するため、所要の改正を行おうとするもの</p> <p>施行 公布の日等 所管 人事課</p> <p>1 期末手当の引上げ 年間支給月数 3.45月 → 3.50月 (+0.05月)</p> <p>2 対象者 知事、副知事、教育長、公営企業管理者及び常勤監査委員</p>

番号	名称	概要
174	職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>国家公務員等の旅費に関する法律の改正等に準じ、所要の改正を行おうとするもの</p> <p>施行 令和8年4月1日 所管 人事課</p> <p>1 宿泊費等について、定額支給方式から実費支給方式に変更 2 旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行業者等に対する旅費相当額の直接の支払を可能にする規定を追加</p>
175	義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	<p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの</p> <p>施行 令和8年1月1日 所管 教職員課</p> <p>教職調整額の支給率の段階的な引上げ (4% → 10%)</p>